

### Ⅲ 官立の新制師範学校の時代

#### 1 官立の新制師範学校への移行

一九四三（昭和一八）年四月、府下各師範学校の名称が変わった。世田谷に移転して間もない東京府青山師範学校は東京第一師範学校男子部に、竹早の東京府女子師範学校は東京第一師範学校女子部に、池袋の東京府豊島師範学校は東京第二師範学校に、そして東京府大泉師範学校は東京第三師範学校に、それぞれ改称された。この改称は、単なる名称変更にとどまらない、師範学校制度の大きな改革を踏まえたものであった。まず、一九四三年四月を期して実施された新しい師範学校制度（以下、本章では、一九四三年四月以降の師範学校を「新制師範学校」とする）のあらましを見てみよう。

一九四三年三月八日に勅令第一〇九号として「師範教育令改正」が公布され、師範学校は大きくその

姿を変えることになる。初等教育の教員養成を担うという目標（改正師範教育令第一条「師範学校ハ皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」）は変わらなかつたが、学校の設置のあり方が「官立」（今日の語感でいえば「国立」）とされた。それまでは道府県立であり、道府県知事の管理下におかれていたが、この改革を期に文部大臣が直接管轄する官立の学校となつたのである。また、生徒を収容する枠組みとその入学資格も大きく変わった。それまでは、主に高等小学校第二学年修了以上の者に五年の教育を課す第一部と、中学校（男子）や高等女学校（女子）卒業と同等以上の学力を有するとされた者に二年の教育を課す第二部とから構成されていた。この改革によって、師範学校の教育課程は、中学校もしくは高等女学校を卒業した者に三年の教育を課す本科に一本化されることとなつたのである。

戦前には、「高等ノ學術技芸ヲ教授」し、原則として「中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業」することを入学資格とし、修業年限を「三箇年以上」とする「専門学校」と呼ばれた学校があつた（根拠法令は、一九〇三年勅令第六一号「専門学校令」。この専門学校は多くは、戦後、新制大学に移行した）。一九四三年の師範教育令改正による師範学校の改革は、入学資格や修業年限がこの専門学校と同等になることから、「専門学校程度」への昇格といわれる。

一九四三年の師範学校制度の改革には、複線的といわれる戦前の学校体系の中でも特別の位置におかれていた師範学校を、中学校・高等女学校卒業生の進学を原則とする段階の学校に昇格させ、あわせて道府県立であつた学校を官立に移管させてその權威を高める狙いがあつた。本章は、師範学校が昇格を勝ち得るに至つた背景から、昇格後の師範学校の教育課程の特徴などにも言及し、あわせて東京府・都

下の各師範学校の状況などを見ていくこととしたい。

なお、この東京府・都下の新制師範学校を母体に、戦後、東京学芸大学が新制大学として発足する。そのため、この新制師範学校の生命は、最後の卒業生を出した一九五一年三月までのわずか八年に過ぎない。かつ、昇格自体が、アジア・太平洋戦争が激化する一九四三年のことで、敗戦後ようやく昇格の実質的効果を体得し始めたところで大学への昇格を迎えたため、その実態は必ずしも明らかではない。しかし、見方を変えれば、新制師範学校があったからこそ東京学芸大学への昇格が可能になった側面もある。師範学校から東京学芸大学への飛翔を準備した時期として、この新制師範学校の歩みをたどってみたい。

## 2 師範学校「昇格」の背景とその前史

### 師範学校のあり方をめぐる議論

一九四三（昭和一八）年の「昇格」に至るまでには、長い前史があった。そもそも森有礼文相時代の師範学校令公布以来、それに規定された師範学校のあり方（兵式体操や寄宿舎の存在に象徴される軍隊式と言われた教育）には、在校する生徒からの不満がしばしば表出され、各地の師範学校で時には紛擾事件と呼ばれるトラブルも起こったほか、そこで養成される教師のあり方についての批判もあって、師範

学校のあり方をめぐってはさまざまな改革案が提起されてきた。ちなみに前者については、豊島師範学校で、一九三〇年一月に起こった同盟休校事件があげられる。この事件は、最後は警察力の介入によってようやく解決したほど激烈で、全国的にも注目された。後者については、師範学校の教育が結果として「師範型」と呼ばれる偏狭で闊達さを欠く人物を教員として輩出するとして批判の対象とされたものである。

したがって師範学校制度は、常にそうした改革案にさらされ、また、しばしば制度改革が行われた。第二部の設置、修業年限の変更などに、教育内容（「教授要目」と呼ばれた）の改定までも加えれば、特に大正中期以降、その変化はめまぐるしいものであった。

なかでも、一九四三年の昇格に先立つ師範学校の大きな制度的改革は、一九三一年に実施された師範学校規程の改正であった。この制度改正により、それまで一年間とされていた第二部の修業年限が二年に延長され、その位置づけが第一部と対等なものとなされた。その結果、師範学校の「本体」は第一部と第二部のどちらであるべきかといった議論にも拍車がかかるなど、かえって師範学校の制度的あり方をめぐって改革の必要性が強く認識されるようになったのである。この一九三一年の師範学校規程改正に先立つ一九二九年から一九四二年までの間には学制改革をめぐって五〇点の改革案を確かめることができるというが、そのうち直接に師範教育制度の改革を論題としたものだけで九点に及んだという。いわばこの昇格は、そうした改革論議の延長上に位置づけることもできる。

## 教育審議会での師範学校をめぐる審議

一九三七年一二月、近衛文麿内閣は、教育審議会を発足させ、全面的教育改革をめざして広範囲の審議を行わせた。この審議会では、小学校を初等科六年・高等科二年の国民学校として、義務教育八年制を提言したが、これによる義務教育の拡大は必然的に師範教育のあり方にも影響を及ぼす。教育審議会では、初等教育の教員養成を担う師範学校のあり方について広範な視点から議論が展開されたのである。

学校体系全体における師範学校の位置づけの問題、従来の第一部・第二部のあり方の問題、師範学校における教育内容の問題、新たな制度による国民学校の教員（訓導）となる卒業生の待遇の問題をはじめ、教育審議会での議論は多岐にわたったが、最終的に、一九三八年一二月八日に開催された教育審議会第一〇回総会において、「師範学校ニ関スル要綱」が審議・承認された。その中から、一九四三年の昇格との関係から特に重要なものを、三点掲げておこう。

(1) 師範学校ハ道府県立トシ、国民学校ノ教員ヲ養成スル所トスルコト

(2) 師範学校ノ修業年限ハ三年トシ、中等学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスルコト

(3) 道府県ハ高等国民学校卒業生ニ対シテモ適当ナル教育施設ヲナシ師範学校入学ノ途ヲ開クコト

まず(1)では、師範学校の設置形態と目的が述べられている。実際と異なり、この段階では従来通

りの「道府県立」とされている。(2)では入学資格を中等学校卒業程度とするが、(3)において、高等国民学校すなわち国民学校高等科を卒業した者についても、何らかの措置を用いて、国民学校高等科卒業と中等学校卒業との間に生じる三年の間に、師範学校への入学が可能となるように何らかの教育施設を設置することを求めている。これは、従来の師範学校第一部(高等小学校第二学年修了を入学資格とする)に入学した層を対象に引き続き師範学校への入学を可能とするための提言と見られよう。

この要綱が出されたあと、師範学校関係者を中心に、その「断行」とあわせて、「道府県立」ではなく「官立」への移行を求める運動が続けられた。帝国教育会、全国師範学校校長会議など教育関係団体の運動は、国民教育振興議員連盟を動かすにも至っている。そうした運動の結果、対米開戦直後の一九四二年一月六日の閣議で「師範学校制度改善要綱」が、

- 一、師範学校ハ之ヲ官立トシ専門学校程度トスルコト
- 二、師範学校ニ国民学校高等科修了者ノ為ニ予科ヲ置クコト
- 三、本制度ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ実施スルコトトシ昭和十七年度中ニ之ガ為必要ナル準備ヲ完了スルコト

と決定され、師範学校の「官立」化と国民学校高等科修了者に師範学校への進学の途を開くための「予科」の設置が正式に認められるに至ったのである。

### 3 昇格後の師範学校

#### 昇格

こうして一九四三(昭和一八)年四月一日、改正後の「師範教育令」によつて、師範学校は、その入学資格を中学校もしくは高等女学校を卒業した者とし、本科の修業年限を三年とする、いわゆる専門学校程度の学校に昇格した。東京府の事情に即せば、新制度では、「師範学校ニ男子部及女子部ヲ置ク」(改正師範教育令第三条)とされたことから、竹早に位置した東京府女子師範学校は、世田谷の東京府青山師範学校と統合されて官立の東京第一師範学校を構成することとなつてその女子部となり、青山師範学校はその男子部とされた。また、東京府豊島師範学校は東京第二師範学校に、東京府大泉師範学校は東京第三師範学校にそれぞれ改称のうえ昇格したのである。

また、改正師範教育令第三条により、東京第一師範学校の男子部・女子部にそれぞれ予科が設置され、東京第二師範学校にも予科が設置された。東京第三師範学校には予科が設置されなかったが、これはその前身校である大泉師範学校が、中学校卒業者のみを収容する第二部だけの師範学校であつたためである。

なお、予科の修業年限は二年とされた。これは、アジア・太平洋戦争の激化に伴い、中等学校の修業年限が四年とされたことに合わせたものである。

この昇格に際し興味深いことは、一九四二年度までに入学した生徒についても、新制度に移行させたことである。まず、一九四三年三月に卒業を迎えることとなっていた男子生徒は、第一部五年生及び第二部二年生について卒業証書を授与せず、そのまま在学させた（ただ、改正師範教育令の附則において「師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和十八年度及昭和十九年度ニ卒業スベキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス」との規定があり実際の延長は六か月にとどまった）。第一部に在学中の生徒についても一九四二年度から、昇格を前提とした扱いが行われた。たとえば、一九四〇年四月に第一部に入学した生徒は一九四二年四月に三年生に進級すべきところ、制度上まだ存在しない「予科」三年生として扱われている。

## 「官立」化の影響

さて、師範学校の「官立」化は、今日の時点から見ても興味深い事態をもたらしている。それは、一九四三年三月二四日の「文部省直轄諸学校官制」の改正により、四月以降に官立化、すなわち文部省の直轄管理下に入ることとなった師範学校に、高等師範学校に次ぐ序列が与えられたことである。

すなわち、東京第一師範学校等を含む北海道第一師範学校以下の新制師範学校は、文部省直轄諸学校官制第一条において、東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校に次ぐ地位を与えられたのである。これは、高等工業学校等の実業系官立専門学校はもとより、当時帝国大学への進学を優先的に保障されていた第一高等学校（現在の東京大学教養学部の前身）などの高等学校よりも、新制師範学校は上位に列したことを表している。当時の文部省が、師範教育を重視していたことを意味していたともいえるだろう。



う。

また、この高い序列が単なる形式的なものではなく実質的に意味をもったことは校長の人事からも窺うことができる。そもそも昇格前であっても、師範学校の校長だけは正式な官吏として奏任官とされていたが、この昇格によって原則として勅任官とされている。またそればかりではなく、後述するように、東京府青山師範学校が東京第一師範学校に昇格するに際して、同校校長の三国谷三四郎は勇退を余儀なくされたが、替わりに校長として赴任したのは、山口高等学校の校長を務めていた藤本万治であった。昇格前であれば、高等学校の校長が師範学校の校長として異動するなどということはあり得なかつたはずである。教員についても、それまでの「教諭」は、「教授」もしくは「助教」と改称されるなど、官立化に伴って、師範学校の学校としての格は確かに上昇したのである。

## 教育課程と教育内容

昇格後の師範学校の教育課程は、改正された師範学校規程によって定められた。女子部を例にとってみてみよう。その概要は表Ⅲ-1のとおりである。全体が、基本教科と選修教科に分けられている（これは男子部も同様）ことと、基本教科の教科編成が、国民科・教育科・理科・家政科（男子にあつては実業科（農業・工業・商業・水産から選択）・体錬科・芸能科となつていて、従前の、修身、公民科、教育、国語漢文、歴史、地理、英語、数学、理科、家事、裁縫、図画、手工、音楽、体操という教科構成と比較して大括りされている。

表Ⅲ-1 女子部本科学科課程表

教科科目			毎週授業時数			
			第1学年	第2学年	第3学年	
基本教科	国民科	修身公民	2	2	4	教育実習
		哲学				
		国語漢文	4	2	2	
		歴史	3	2	2	
		地理				
	教育科	教育	2	2	3	
		心理	3	2	1	
		衛生				
	理数科	数学	2	2	1	
		物象	5	3	3	
		生物				
	家政科	家政	3	3	3	
		育児保健				
		被服	2	2	2	
		農芸	1	1	1	
	体錬科	教練	4	4	4	
		体操				
		武道				
	芸能科	音楽	2	2	2	
		書道	1	1		
図画		2	2	2		
工作						
基本科目二充ツベキ時数			36	30	30	凡ソ12週
選修教科	国民科			3～6	3～6	
	教育科			3～6	3～6	
	理数科			3～6	3～6	
	家政科			3～6	3～6	
	体錬科			3～6	3～6	
	芸能科			3～6	3～6	
	外国語科			3～6	3～6	
	選修教科二充ツベキ時数				6	
修練			4	4	4	
毎週授業時数			40	40	40	凡ソ12週

まず前者についていえば、修練四時間を除いた一週当たり三六時間の授業時数のうち、本科一年生はそのすべてが基本教科の学修に、本科二年生・三年生は基本教科に三〇時間、選修教科に六時間が充てられていた。この選修教科は、生徒の興味関心に応じて、原則として基本教科の中から一教科を選ばせてより深化した学修をさせるものであった。この選修教科の淵源は、一九三一年の師範学校規定の改正の際に導入された第一部四年生以上に選択させた増課科目に求められるが、ひいては戦後の東京学芸大学の教育組織の名称（例えば、二〇二二年度入学生まで東京学芸大学教育学部の初等教育教員養成課程においては、社会「選修」のような名称で教育組織が編成されていた）にも引き継がれたと考えられる。

後者の科目を大括りに再編成した教科構成については、これは、同時期の国民学校の教科編成に合わせたもので、「国民学校の教科目編成の論理に従属」させたものとの見方も可能であるが、国民学校の教員を養成する師範学校の目的に照らせば当然の対応であったろう。したがって、国民学校の教育内容を意識せざるをえない教育課程編成のあり方や、従前と比較して師範学校の中核たるべき教育科の時数がほとんど増えていないことを、「新制師範学校で養成されるべき教員資質を、『専門学校程度』の教職専門教育とは何かという原理的考察」から導かれたものではないとする評価（清水康幸による）も存在する。

しかしながら、一部の科目の教育内容に着目すれば新制師範学校に期待される教育水準について違った見方が浮かび上がってくる。ここで、国民科歴史において定められた教授事項と、一九四二年段階での高等学校で定められた国史科の教授内容に着目して検討してみたい。新制師範学校の教育内容は、一九四三年四月に文部省訓令第六号として公布された「師範学校教科教授及修練指導要目」によって定

められており、その中の国民科歴史の教育内容を、一九四二年三月に文部省訓令第七号として定められた「高等学校高等科臨時教授要綱」(高等学校高等科とは、中学校を卒業した男子のみが入学することができた教育機関で、各帝国大学への優先的な入学資格が認められていた)における歴史科の中の国史の教育内容と比較してみると、その内容は実はほぼ同一なのである。憶測を逞しくすれば、新制師範学校での教授の指導要目を作成する過程で、高等学校高等科の教授要綱が参考とされた可能性は否定できない。また、専攻が「文科」と「理科」に分かれ、かつ帝国大学での学修を見通して教育課程のおよそ三分の一を外国語の学習に充てる高等学校と、国民学校の教員を養成するために、国語漢文や歴史から数学、ひいては実業科目(農業・工業・商業・水産)や音楽や図画・工作までを学ばなければならない師範学校の教育課程とを比較すること自体にさほど意味はないのかもしれない。ただ、そうであっても次のようなことはいえよう。それは、国民学校教員の養成を目的とする師範学校において学修すべきとされる個々の科目の内容について、当時「男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ施シ国家有用ノ人物ヲ鍊成シ大学教育ノ基礎ヲラシム」(一九四三年四月改正「高等学校令」第一条)ための教育機関であった高等学校高等科とはほぼ同程度の内容が求められていたのではないかということである。別の例を挙げれば、新制師範学校の国民科国語漢文で学修すべき教材と、高等学校高等科の古典科で学ぶべき教材とは、両者ともに、古事記、万葉集、四書(儒教の經典である大学・中庸・論語・孟子のこと)が必修とされたことなども注目すべきである。つまり、昇格後の新制師範学校での個々の科目の教育内容は、中学校・高等学校卒業生を入学させて学ばせるに足る内容が準備されていたのである。

むろん、アジア・太平洋戦争下の教育が軍国主義的な側面に流されていたことは留意すべきである。

一九四四年四月に東京第一師範学校本科に入学し、卒業後は日本史学の研究者となり、後年東京学芸大学の学長も務めた阿部猛の回想によれば、国史の教科書は文部省編『師範歴史』全二巻であり、その序説の「一 国史の展開」は、「国体」「国民精神」「国民の責務」「国史教育の意義」から構成され、それに続く「二 歴史学習の意義」は、「万邦無比の国体を有する我が国に於いては、国史は我が国民の精神的活動の生成発展の遺跡である」といった調子で書き出されていたという。

ただ、一方で阿部の回想には興味深いものもある。それは彼が国史の講義を受けた千々和実の授業内容であって、「教科書をまったく無視して、聖徳太子の三経義疏さんけいぎしよと、古代の仏像の詳細な解説をしただけであった」という。阿部は、千々和の授業内容を回顧して「研究者としての節度を保っていた」と推し量っているが、見方を変えれば、昇格後の師範学校には、時局への一定の配慮は求められたのである。ところが、専門学校程度にふさわしく、かつ高等学校にも比肩しうる授業を実施せんとする気風が存在したともいえるのではないだろうか。この時期に広島師範学校に学んだ生徒の回想を紹介しておこう。

師範学校教諭の先生方に、教授・助教授の肩書きがついたのにふさわしく、各学科とも学と名づけ得る書物がテキストとして与えられた。それは従来の教科書のように、知識として学ばすむものではなく、思考を必要とし、学問の手がかりを与えてくれる書物であった。

後述するように、戦時体制の激化に翻弄されて、新制師範学校への昇格は必ずしも制度的変革の想定通りの内実をもたらすものではなかったが、少なくともこの回想からは、この「昇格」が師範学校のあ

り方を質的にも大きく変える契機になったことを窺うことができるだろう。

#### 4 — 未完の「昇格」—— 戦時下の師範学校 —

アジア・太平洋戦争が激化する過程での昇格は、教官や生徒たちがその果実を十分に体得する前に、戦時体制に翻弄されていくことになる。幸い、師範学校の場合には、教員確保の観点から、他の大学、高等学校、専門学校等のような在学年限の短縮を求められることはなかった。一九四四（昭和一九）年（四六年三月卒業予定の男子生徒の卒業は六か月短縮されたが、それは学校現場での教員不足への対応が理由であった（本科女子部の修業年限は、昇格後も二年とされたが、これも教員不足への対応であった）。この点でも、当時の教育行政が教員養成の中核的教育機関である師範学校の生徒を重視していたことが窺える。実際、一九四三年一〇月に「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が閣議決定された際でも、師範学校には教員確保の必要性から、授業の継続や組織の拡充さえも指摘されていた。ちなみにこの方策では、義務教育八年制の実施延期や、生徒の勤労働員期間の拡大（一年の三分の一まで可）が謳われていた。しかしながら戦局の悪化は師範学校への優遇継続を許さなかった。一九四四年二月に発出された「師範学校ニ於ケル戦時非常措置ニ関スル件」では「師範学校教育内容刷新要綱」が定められ、教育内容の方向性が「戦力増強」に焦点化された。続く一九四四年五月には文部省訓令第三五号「師範学校及青年師範学校ニ於ケル学徒勤労働員ニ伴フ課程及教育実習ニ関スル臨時特例」が発令され勤労働員のための

授業時数の変更などが可能となり、次いで同年八月の「学徒勤労令」により、「勤労即教育」のスローガンのもと事実上師範学校の教育は停止状態に追いこまれる。たとえば第二師範学校本科一九四四年度入学生の動員先であった爆撃機の配電盤を製作していた蒲田の羽田電機が空襲で消失し、その工場が山梨県に移転すると、動員されていた生徒も同行させられ、農家に分宿して引き続き職務に従事したという。

また、師範学校の教育内容に教科とは別に「修練」が含まれたことにも留意すべきである。そもそも一九四三年の改正師範教育令に掲げられた師範教育の目的は、「国民学校教員タルベキ者ノ錬成」であった。この時期「錬成」という語は教育言説の中で頻出しており、その一環として、さまざまな学校での教科外の教育活動として「修練」が採用されたのである。新制師範学校での修練については、「行的修練ヲ中心トシテ教育ヲ実践的綜合的ニ發展セシメ教科ト併セ一体トシテ尽忠報国ノ精神ヲ昂揚シ教育者タルノ資質ヲ錬成スル」（『師範学校規程』第十五条）ものであり、「修養研究、心身鍛錬及勤労作業ニ関スルモノトシ適宜日課ヲ定メテ之ヲ課スル外特別ノ行事トシテ学年中隨時ニ之ヲ課スル」（『師範学校教科教授及修練指導要目』）こととされていた。ただ、心身鍛錬や勤労作業のみではなく「学芸研修」も奨励されていて、その中には「東亜及世界事情（語学ヲ含ム）ニ関スル」（『師範学校教科教授及修練指導要目』）研修なども提示されており、「修練」自体は幅広い内容が含まれていた。とはいえ「修練」が、戦時体制下における軍国主義教育の象徴的位置にあったことは事実であり、新制師範学校もそうした動向の中で歩みを進めなければならなかったのである。

## 5 各師範学校の動向

### 東京第一師範学校

新制師範学校の発足に伴い、東京府青山師範学校が東京第一師範学校の男子部に、東京府女子師範学校はその女子部となった。

一九四三（昭和一八）年の新制師範学校への移行に先立って、青山師範では一九四二年度の第一部四年生・第二部入学生から旧制を改め、本科・予科の制度を試行していた。これは、当時の校長であった三国谷三四郎が教育審議会での審議の過程で、熱心に師範学校の昇格を訴えていたことから敢えて試行的な試みをしていただけのものと思われる。



写真Ⅲ-1 三国谷三四郎校長

新制東京第一師範学校の校長には引き続き三国谷が就任すると目されていたにもかかわらず、文部省の方針でそれがかなわず、三国谷は辞職の道を選んだ。一九四三年四月五日に講堂で開催された三国谷の離任式は、「満場声なく嗚咽の声ひびく中に」進められたという。

また、女子師範学校は東京第一師範の女子部となったが、従来、女子師範学校は、府立第二高等女学校と併置されてお

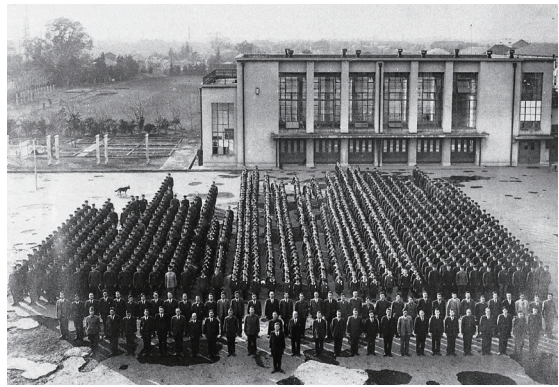


り、教員も事実上両校を兼務する形となっていた。新制師範学校の発足に伴い、当然であるが、この併置関係は一年間の移行期間を経て、解消されることになった。

## 東京第二師範学校

現在池袋西口公園となっている地を中心に発展してきた東京府豊島師範学校は、東京第二師範学校となった。

一九四四年四月、第二師範に女子部が新設されることとなったが、これは戦時中に男子教員の応召などによる教員不足を解消することが目的であった。女子部は、本郷区駒込東片町二番地にあった第一追分国民学校校舎を東京都から引き継いで設置された。しかし、東京都から継承した「鉄筋建て白亜の校舎」の中には、机一つだになく「全くガランドウのあき家」であったという。これは校舎の明け渡しの際に、近隣の学校が器物を持ち去ったからであったが、そのため、女子部の発足に際しては教官用・生徒用の机などは、文部省をはじめ、追分近隣の東京帝大農学部、また神田一橋にあった旧東京外国語学校から運搬してようやく学校としての体裁を整えたという逸話が伝わっている。



写真Ⅲ-2 青山師範学校を送る (1943年3月31日)

## 東京第三師範学校

東京第三師範学校の前身となる東京府大泉師範学校は中学校卒業生もしくはこれに准ずる学力を有する者のみを入学させる本科第二部だけの師範学校であった。これは将来の師範学校の昇格の可能性をも見通した実験的な開校であった側面もあり、そのため、一九四三年の新制師範学校への昇格も、円滑に進められた。もともと本科第二部だけの学校であったから、昇格後も予科は設置されていない。

また、敗戦直後の一九四八年三月に東京第三師範学校の講師となり、戦後長く東京学芸大学の教官を務めた星野安三郎によれば、「第三師範は旧制高校と同様に自由な雰囲気」であり、大学を卒業したばかりの星野のような者の話もちゃんと聞いてくれる環境であったという。もともと第二部だけから成っていた師範学校の性格を考えるうえで興味深い指摘ともいえよう。

## 6 東京青年師範学校の創立

新制師範学校への転換が進行しつつあった一九四四（昭和一九）年二月、師範教育令が一部改正され、四月から東京都立青年学校教員養成所は、官立に移管され、東京青年師範学校となった。青年師範学校とは、「青年学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為ス」ことを目的とする学校であり、この学校の性格を理解するには、青年学校という、今日では耳慣れない学校の概略を確かめておく必要がある。

一八九〇年、小学校を卒業した後上級学校に進学しない者を対象とする実業補習学校という学校が制度上認められ、小学校教育の補習や職業教育を施した。この学校は、その後全国的にも開設数が増加し一九三三年一二月には一万五千校余りに達し、生徒数も男子九三万人、女子四五万人に達した。一方、一九二六年四月に陸軍省の要請もあり民間での軍事教練が強化されることになり青年訓練所が設置されたが、しだいに上級学校に籍を置かない青年を対象に訓練と教育を行うこの二つの学校を合流させる方向性が打ち出され、一九三五年、青年学校令が公布され、「男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能」を授けることを目的とする青年学校が設置されたのである。

したがって、東京青年師範学校の源流は、実業補習学校の教員養成機関にまで遡らなければならない。東京府におけるそれは、一九二〇年に、西多摩郡青梅町の府立農林学校に附設される形で設置された東京府立農業教員養成所であり、当初は、小学校の本科正教員のうち農業教育に関心をもつ者が入学したという。翌年、新たに「実業補習学校教員養成所令」が施行されたことに伴い、校名を東京府立農業補習学校教員養成所と改めている。

一九三五年の青年学校制度の発足によって、「青年学校教員養成所令」が公布されたことに伴い、校名を東京府立青年学校教員養成所と改め、さらに二年後の一九三七年には東京市目黒区駒場町の東京農



写真Ⅲ-3 青年師範学校校舎・調布（1940年頃）

業教育専門学校に移転附設する。青梅から市内に移転した背景には、社会の変化に伴い、農業教育ばかりではなく、商業・工業方面の教育も必要になったことがあった。事実、駒場に移転した後の一九三九年には、農業科ばかりではなく工業科・商業科が増設され、修業年限三年の本科に改制されるに至った。一九三八年、当時の政府が青年学校教育の拡充（男子について、前期課程にあたる二年間の普通科の就学を義務化）方針を出したことから、東京府は、商業・工業方面での青年学校教員の養成拡充に着手し、その結果駒場の校地では間に合わないこととなって世田谷に移転した青山師範学校の跡地（当時の赤坂区青山北町）を活用することとなり、次いで駒場の農業科も青山に移転することとなったのである。一九三九年四月のことであった。

しかし青山師範の跡地には、府立第十二中学や労働科学研究所などが同居していたため狭隘さに悩まされることとなり、当時の北多磨郡調布町に新校舎を建設して移転することとなった。一九四〇年一月のことであった。本節冒頭で記したように、一九四四年四月の師範教育令の一部改正に伴い、東京都立青年学校教員養成所（一九四三年七月に東京府と東京市を廃止し、東京都が設置されたことにより、「東京府立」から「東京都立」に改称されていた）は、東京青年師範学校に昇格することとなったのである。

しかし、昇格はしたものの、生徒が勤労働員に翻弄された状況は、他の師範学校と同様であった。

## 7 東京第二師範学校男子部校舎の被災と小金井への移転

東京学芸大学が現在小金井の地にキャンパスを構えている歴史的要因は、一九四五（昭和二〇）年四月二三日夜の池袋の東京第二師範学校男子部校舎の空襲による被災に求められる。

一九四五年四月一三日の夜一時ごろ、空襲警戒警報が発令され、都内各地に米軍機の投弾がはじまり、池袋校舎の付近にも火災が発生して学校内にも火の粉が飛来してくすぶりだしていたところに、北寮の東北隅の二階の棟に焼夷弾の直撃があった。火はたちまち、北寮から食堂へ、また協寮から本校舎へと燃え広がり、校内に駐屯していた陸軍部隊の消火活動もむなしく、附属国民学校の校舎を除いてここごとく炎上してしまった。このとき、寮監長を務めていた櫻井芳朗教授は、猛烈な煙にまかれながら寮の米を運び出そうとし、「こいつを助けなければ明日生徒に食わせるものがないんだ」と同僚に語ったという。櫻井とともに最後まで校舎の燃え落ちるのを見続けた三橋文雄（のち日展会員）によれば、「最後に一番高く聳えていた講堂の建物が炎上したのだが、其の光景は最もすさまじいものであった。溶鉱炉から出たばかりのオレンジ色か白熱の鉄棒で構築でもしたかのように、炎の中空にくっきりと其の骨格が浮かび上った」ということであった。幸い、職員・生徒に死傷者はなく、また、生徒たちが重要書類等を校内から搬出して地下に埋めたりした結果、学籍簿等の重要書類は焼失を免れたという（『櫻井芳朗追悼録』一九六九）。

被災後の第二師範男子部は、附属国民学校の校舎に仮住まいして校務に当たりながら、学園再興の道

を採った。その際、当然ながら池袋の地での再建も視野に入っていたが、敗戦直後での新建築の困難さを踏まえ、授業のできる校舎を探すことを最優先に、旧軍施設の建物を候補とし、複数の候補地と交渉の末、最終的に、当時の小金井町貫井にあった旧陸軍第三技術研究所の跡地に移転することを決定するに至ったのである。移転の決定は一九四六年五月七日、わずかトラック三台分の荷物を運び込んで、一九四六年度第一学期の始業式は、五月二十七日に挙行されたということである。

第二師範が位置した池袋駅西口の地は、立教大学よりもはるかに駅に近く極めて便利な地であり、今日かの地に東京学芸大学が位置していれば……との思いもよぎらないではない。しかし、昇格前の師範学校は、中等教育段階の学校に位置づけられていたのであって、その校地の規模は、現在の感覚からいえば、高等学校の規模に相当する程度である。実際、かつての東京第一師範学校男子部の跡地は現在の附属高等学校の地であり、第三師範の跡地は附属国際中等教育学校・附属大泉小学校の地となっていることから大学の校地としては手狭であることは理解できるだろう。やはり、それぞれの校地は大学として求められる規模には程遠く、仮に戦災による池袋校舎の焼失がなく、戦後の新制大学の発足後、世田谷・竹早・池袋・追分・大泉・調布の六分校体制で大学運営が進んだと仮定すると、恐らくどこかの時点で、より大きなキャンパスを求めての統合・移転は必須だったと考えられる。それが、中央大学の八王子移転等が行われた一九七〇年代に実施されたと仮定するなら、その移転先は恐らく現在の小金井の地のような比較的便利な土地ではなかったと推察される。このような観点からも、一九四六年の東京第二師範学校関係者の小金井移転の英断あつての現在の東京学芸大学ということがいえるのである。

## 8 敗戦後の師範学校

一九四五（昭和二〇）年八月一日のポツダム宣言受諾と、九月二日の連合国軍に対する降服文書への調印により日本は敗戦を迎えた。占領下、日本国憲法の制定を筆頭にさまざまな変革が進められる中で、教育のあり方、ひいては教員養成のあり方も大きな改革が加えられた。その結果「大学による教員養成」の原則のもと、東京都下の各師範学校が母体となつて東京学芸大学が創設されることになるのである。その詳細は第IV章で述べられることになるが、ここでは、敗戦直後から大学への移行の最中であつた一九五一年三月に各師範学校が最後の卒業生・修了生を出して閉校を迎えるまでの時期を眺めていくこととしたい。

### 予科の年限延長

一九四三年に改正師範教育令が公布された際、当時の中等学校の修業年限が四年とされたことから、国民学校高等科二年修了以上の者に入学資格を認める予科の修業年限も二年とされていた。敗戦後、一九四六年二月に師範教育令が改正され、予科の修業年限は三年に延長されたが、これは、他の中等教育学校の修業年限が五年に延長されたことと年限を合わせたものである。時を同じくして師範学校規程も改正され、三年制予科の教育課程も整備された。このため、一九四四年四月の予科入学生は二年で修

了して一九四六年四月に本科への進級が認められたが、一九四五年四月の予科入学者の修業年限は三年となったため、一九四七年四月の本科入学者には予科の修了者がいないという事態を招くこととなった。

### 法令上の位置づけ

敗戦後も、旧法令の枠組みのもとに位置づけられていた師範学校・青年師範学校であったが、一九四七年三月三十一日に公布された学校教育法第九四条により、根拠法令たる師範教育令は廃止されたものの、同法第九八条により従前の規定による存置が認められた。さらに同法施行規則第八五条によって、師範学校は「小学校及び中学校の教員たるべき者を養成すること」、青年師範学校は「中学校の教員たるべき者を養成すること」を目的として、当面の間存続することとなった。

### 教育課程と教育内容

一九四七年の学校教育法施行規則によって、師範学校規程・青年師範学校規程は廃止されたが、閉校に至るまでの間、各師範学校は独自に工夫しながら教育課程を編成し、新時代の教員にふさわしい教育内容を講じようとした。例えば東京第一師範学校男子部では、一九四六年四月から単位制によるカリキュラムを編成し、本科二年以上を文科・理科に分けて専修させることとしたところ、生徒に専門知識を深める希望をもたせ自信と意欲をもたせることになったという。さらに同年の九月には、再びカリ



キユラムを改訂して、一般・職能・専修・選択の四課程を設けて、共通・必修のほか、特に一科目専攻の単位制を強化したという。卒業生の回想を見ても、「数学科」「教育・心理学科」「地理科」「英語科」などの言葉が見え、本科一年で全科履修、二年で分科となったという証言もある。教員に必要な共通的な教養を一年次に学習させ、その後は生徒の関心に応じて専門的な学科に分けて学習させるという、後年の新制大学の教育課程にも似た仕組みが取り入れられつつあったようである。東京第二師範学校女子部でも、学内の教官による新教育研究委員会のもとで、一九四六年度第二学期から、生徒の研究意欲を促すための新たな学科課程が実施され、本科一年次においてすべての教科を学んだうえで、二年次以上には、文科・理科・家政科のいずれかを専修させ、芸能科・体育科から一科目以上を選択させる仕組みが取り入れられている。

また、先に紹介した星野安三郎によれば、戦後東京第三師範学校は共学となり、女子だけの家庭科のクラスがあったという。男子部・女子部があった第一師範、第二師範の場合は、東京学芸大学への昇格を果たすまでは男女別学が継続していたと考えられる。

### 新制大学への移行と師範学校の閉校

敗戦後の日本の教育のあり方を論議した教育刷新委員会は、教員養成のあり方についても検討を行い、一九四六年から一九四七年にかけて教員養成に関する重要な決議をいくつも行い、その結果、小学校、中学校の教員は、教育者の育成を主とする学芸大学を修了又は卒業した者、総合大学及び単科大学

の卒業生で教員として必要な課程を履修した者から採用することが建議された。そうした政策提言を受け、師範学校は新制大学へ転換していくこととなる。一九四七年度からの単線型の六・三・三・四制の導入もあって、複線型の戦前の学制からの転換は複雑な様相を呈することとなるが、師範学校に限定すると以下のように整理できる。

・一九四七年度

従来通りに予科・本科の生徒が入学。新制中学校の発足により、国民学校高等科が制度上消滅するため、予科生の入学はこの年度限り。

一九四八年三月に、一九四五年四月本科入学・進級生卒業。

・一九四八年度

本科生（一九四五年四月の予科入学生の進級者を含む）のみ入学。本科生の入学もこの年度限り。

一九四九年三月に、一九四六年四月本科入学・進級生卒業。

・一九四九年度

一九四六年度予科入学生、予科四年に進級。

国立学校設置法により、各師範学校は東京学芸大学に包摂される。

一九五〇年三月に、一九四七年四月本科入学生卒業。一九四六年度予科入学生、四年の課程を修了。

・一九五〇年度

一九四七年度予科入学生、予科四年に進級。

一九五一年三月に、一九四八年四月本科入学・進級生卒業。一九四七年度予科入学生、四年の課程を修了。各師範学校、閉校。

こうして、一九四三年四月の新制師範学校昇格から八年で各師範学校は閉校することとなり、それぞれ東京学芸大学の世田谷分校・竹早分校・小金井分校・追分分校・大泉分校となつて、発展的に大学へと昇格していったのである。なお、調布の東京青年師範学校も、一九五一年三月に閉校を迎えたが、その教官組織は、創立期東京学芸大学の農学・商学・工業の各講座に継承され、主に新制中学校の職業科教員の養成にあつた。調布の校地は、東京青年師範学校の生徒が在籍した一九五一年三月までは東京学芸大学の調布分教場とされたが、東京青年師範学校の閉校後に調布分教場は廃止され、農場と寮だけが残された。しかし、大学から離れた調布の寮は学生からも敬遠され、結果、電気通信大学の寮と校地となつたのである。

### 翻弄された最後の予科生たち

なお、師範学校から東京学芸大学への移行にあつて、一九四六年四月と一九四七年四月に予科に入學した生徒について、一言しておきたい。彼らは本来の予科三年の課程を修了しても、進級すべき本科

が生徒募集を行わないこととなったため、進級先がなくなってしまうたのである。結局、予科の課程を四年に延長し、新制高等学校卒業と同等の資格と見なして（国民高等学校二年＋予科四年＝中学校三年＋新制高等学校三年）新制大学の受験資格を与えられ、予科四年修了として師範学校を去ることになったのである。その多くは、予科修了後は新たに入学試験を受験して東京学芸大学に進学し、学芸大卒業後は教師として戦後の教育に献身した。しかしながら、すでに新制高等学校の制度が確立していたにもかかわらず、なぜ「予科」の制度を残したのかは不明の点が多い。大阪第二師範学校予科の一九四六年入学生生の証言によれば、三年までは、師範学校規程に定められた三年間の予科の教育課程が（戦後にふさわしい改定を加えつつ）施され、四年次には、新制高等学校三年生の教科課程が適用されたということで、校内的には「大阪学芸大学池田分校特設高等学校三年」と呼称されたという。

この戦後の四年の予科の課程の実態も含め、敗戦後から大学昇格に至る時期の新制師範学校については不明な点が多い。戦後の「大学における教員養成」への助走期間として、深化した研究が待たれるところでもある。

## 9 「昇格」の歴史的意味を問う

八年間の生命しかなかった新制師範学校は、「昇格」の實質的成果を体得する暇もなく、新制大学にその道を譲ることとなった。まさしく歴史の波に翻弄された八年間であったといえるだろう。

教育史研究者がこの新制師範学校になげかける眼は厳しい。特に、戦後の大学昇格に際して、「大学教官」に値する研究業績の少なさを原因に多くの教官が大学に残れなかったことが、新制師範学校の内実への否定的評価の一つの要因になっているようである。

しかし、教員養成教育における実践的指導力の育成が重視され、教育現場で豊富な経験を要する大学教官が増えてきている今日の眼から見れば、恐らくは当時の総合国立大学のそれを念頭において大学教官のあり方が、教員養成のための大学教育の担い手のあり方として本当にふさわしかったのかどうか、改めて再考する必要があるのではないだろうか。新制大学の発足時に大学設置審議会の臨時委員を務めた坂本太郎は、「これまで師範学校の幹部であり、新制大学への移行についても大いに骨折った人が、みずからは教授になる資格がないという悲劇に出会う例が各地に起こった」と慨嘆し、新制師範学校の教官歴を有する津留宏は「おもしろいことにかつての師範学校の教師のなかには、その職責からか自然にある程度、これらを総合し巧みな教授法にまで発展させた先生があった。教育者としてはりっぱな見識や人格を成した人びとである。しかしいまみるとその学問の常識性、不徹底さは否定すべくもないので、新制の教員養成大学は、こうした人びとを学者的でないとして追放してしまった」と後年述懐した。彼らの思いをかみしめる時、戦後の新制大学は、「大学」であろうとするあまりに、教員養成にとつて必要な何をどこかに忘れて来てしまったのではないかとも思わざるをえない。新制師範学校の研究は、その忘れ物を探すためにも、まだまだ必要なものではないだろうか。

東京学芸大学 150 年の歩み 1873-2023 [電子版]

---

2023 年 6 月 30 日 第一版第一刷発行

編 者 国立大学法人 東京学芸大学

---

発行者 田中 千津子

〒153-0064 東京都目黒区下目黒3-6-1

電話 03 (3715)1501 (代)

発行所 株式学文社

FAX 03 (3715)2012

<https://www.gakubunsha.com>

---

©Tokyo Gakugei University 2023

無断転載・再配布を禁じます。

ISBN978-4-7620-3245-5